

富岳一ノ瀬荘 指定介護老人福祉施設運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人富岳会が設置運営する指定介護老人福祉施設「富岳一ノ瀬荘」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となつた高齢者に対し適正な指定介護福祉サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、入所者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(運営の方針)

第3条 施設において提供する指定介護老人福祉施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示、静岡県条例等の趣旨及び内容に沿つたものとする。

2. 施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に務めるとともに、入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 施設は、入所者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
4. 施設は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 施設は、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 施設は、施設サービス計画に沿つたサービスを提供する。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称は次のとおりとする。

富岳一ノ瀬荘

(施設の所在地)

第5条 施設の所在地は次のとおりとする。

静岡県裾野市茶畑1707番地の3

(職員の職種・員数及び職務内容)

第6条 施設に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名以上
医師は、入所者の疾病及び健康状態を診断、把握し、必要な処置を行う。
- (3) 生活指導員 1名以上
生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4) 介護職員 19名以上
介護職員は、介護サービスの提供にあたり入所者の心身の状況を的確に把握し入所者に対し的確な介助を行う。
- (5) 看護職員 2名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより入所者の健康状態を的確に把握するとともに、入所者が各種サービスを利用するため必要な処置を行う。
- (6) 管理栄養士または栄養士 1名以上

- 管理栄養士または栄養士は、入所者の身体状況や疾病に合わせた栄養プランを作成し、必要な栄養指導を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、入所者のケアプランの作成、サービス担当者会議の開催、常にモニタリングをする。
- (8) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、機能訓練を行なう。
- (9) 調理員 4名以上
調理員は、入所者の身体状況に合わせた食事を調理、提供する。
- (10) 事務員 1名以上
事務員は、事業の運営に必要な事務、経理を行う。

(入所定員)

第7条 入所定員は50名とする。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第8条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

- 入所者の日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
- ア. 食事の介助
 - イ. 排泄の介助
 - ウ. 入浴の介助
 - エ. 移動の介助
 - オ. 養護（休養）
 - カ. 着替えの介助
 - キ. 整容の介助
 - ク. リネンの交換及び居室の整理等

(2) 健康状態の確認及び看護サービス

- ア. バイタルチェック
- イ. 与薬介助、服薬確認
- ウ. その他必要な処置

(3) 機能訓練サービス

入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに入所者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション
- ウ. グループワーク
- エ. 行動的活動
- オ. 体操
- カ. 趣味活動

(4) 洗濯サービス

(5) 相談、助言等のこと

入所者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法に関する相談、助言
- ウ. その他の必要な相談、助言

(施設サービス計画の作成)

- 第9条 サービスの提供を開始する際には、入所者的心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画を作成する。
2. 施設サービス計画の作成、変更の際には、入所者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 3. 入所者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料)

- 第10条 指定介護老人福祉施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。なお、費用の額は、重要事項説明書に記載のとおりとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (4) 貴重品管理費
 - (5) 前各号のほか日常生活において通常必要になるものであって、入所者が負担することが適當と認められる費用。
 3. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に入所者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、入所者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(サービス提供記録の記載)

- 第11条 施設は、入所者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他に必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

- 第12条 施設の職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密保持を厳守する。
2. 施設は職員であった者が、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
 3. 個人情報の取扱いについては、厚生労働省の定める「個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を用いるものとする。

(苦情処理)

- 第13条 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者又は、家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(賠償責任)

- 第14条 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

- 第15条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 施設の従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
 3. 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第16条 施設は、入所者が施設のサービスを受ける際には、施設利用の留意事項について重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第17条 入所者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、対応方針に沿って速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる

(非常災害対策)

第18条 指定介護老人福祉施設サービスの提供中、天災その他の災害が発生した場合、職員は入所者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害には、避難等の指揮をとる。

2. 施設は、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。
3. 前2項については、施設において定めた防災規程に基づいて行うこととする。

(身体拘束等の制限)

第19条 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止)

第20条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

(地域との連携)

第21条 施設は、地域との連携を強化するため、必要な措置を講じる。

2. 施設は、災害時等地域住民の協力を得るために、防災訓練を行うにあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等により地域との連携を強化する。
3. 施設は、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力をう等、地域との交流に努める。

(その他運営についての留意事項)

第22条 施設は、職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 隨時
2. 施設は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3. 職員は、その勤務中に常に身分を証明する証票を携行し、入所者又は家族から求められたときは、これを提示する。
4. 施設は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
5. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

1. この規程は平成20年6月1日から施行する。
2. この規定は平成24年4月1日より改定、施行する。
3. この規定は平成30年4月1日より改定、施行する。
4. この規程は令和3年4月1日より改定、施行する。